

# 発注者のみなさまへ

ご理解とご協力をお願いします。

## シルバー人材センターの契約関係を見直します!!

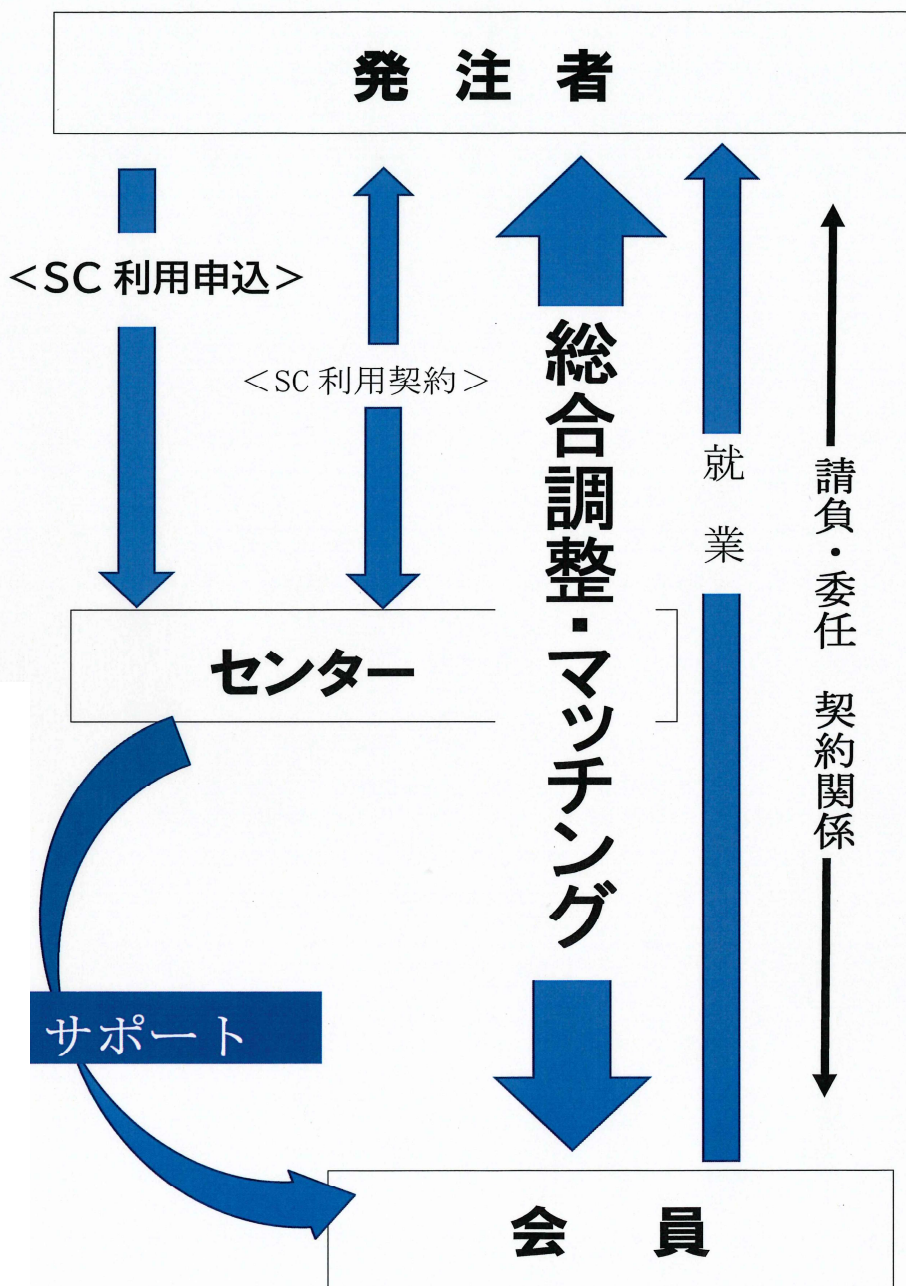
令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されます。このフリーランス法の趣旨や、シルバー会員が個人事業主であることから、シルバー会員はいわゆるフリーランスであり、この新法の対象者となります。このため、会員がこの法律の保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。

よって、契約方法について、“発注者からシルバー会員への業務委託契約”となる、本来の方法に見直すことが望ましいと考えられます。

また、これは厚生労働省からも見直しを行うよう方針が示されています。

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を委託していましたが、今後は以下の①と②の内訳となります。

- ①シルバー人材センターに対する就業会員とのマッチングや調整等の業務委託（SC利用契約）
- ②会員へ依頼する仕事（会員業務委託契約）

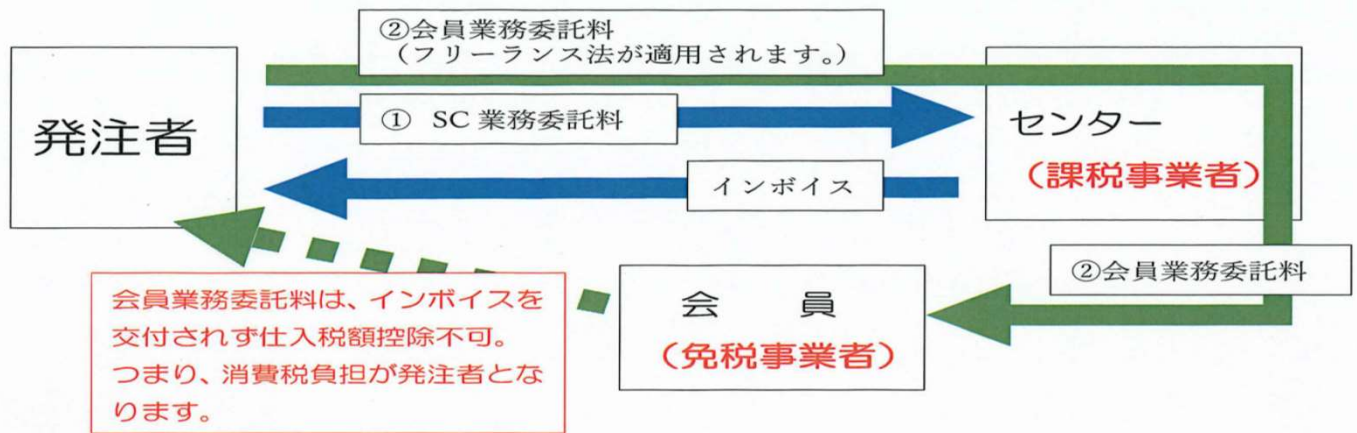


契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供いたします。今までどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願い致します。

# 発注依頼から業務終了までの主な流れ

発注の準備	<b>現行と変更はありません。</b> (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
<b>【新】</b> センター（SC）利用契約の締結	<b>手続きは現行と変更ありません。</b> なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託をすることに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
<b>【新】</b> 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	<b>新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。</b> フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
<b>【新】</b> 業務委託料の請求	<b>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</b> 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
<b>【新】</b> 適格請求書の発行	<b>センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。</b>

## 料金に係る消費税の課税関係



シルバー人材センターからの請求書は会員業務委託料とセンター業務委託料の2部構成となります。このうち会員業務委託料は、センターを経由しますが、発注者が会員に対して支払う形となります。そのため、センターはセンター業務委託料分については消費税に係る適格請求書を発行しますが、会員業務委託料については発行できません。この時、本来なら会員が会員業務委託料の適格請求書を発行するべきですが、会員は消費税免税事業者のため適格請求書を発行することができません。

今後センターが発行する請求書は ①適格請求書・・・センター業務委託料  
②非適格請求書・・・会員業務委託料